

令和7年度

学校監査結果報告書

令和8年1月8日

静岡市監査委員

同

同

同

深澤俊昭

白鳥三和子

堀努

石井孝治

目 次

第 1 監査の基準	1
第 2 監査の種類	1
第 3 監査の対象	1
第 4 監査の着眼点	1
第 5 監査の主な実施内容	2
第 6 監査の実施場所及び日程	2
第 7 監査の結果等	2
 学校監査 監査の結果等	5

第1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

第2 監査の種類

- 1 監査の名称
令和7年度学校監査
- 2 根拠法令
地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項

第3 監査の対象

下表に掲げる市立小学校及び市立中学校における令和7年度の学校長の権限に係る事務の執行及び学校施設の管理状況等について監査を実施した。なお、必要に応じて期間外の事務も対象とした。

小学校 (31校)	番町、新通、伝馬町、安西、葵、横内、安東、千代田、 <u>麻機</u> 、安倍口、足久保、 <u>童南</u> 、千代田東、美和、城北、中田、大里西、長田南、 <u>清水辻</u> 、清水江尻、 <u>清水</u> 、清水飯田、清水飯田東、清水有度第一、清水有度第二、清水興津、清水小島、清水小河内、清水宍原、由比、由比北
中学校 (15校)	末広、城内、安東、 <u>東</u> 、美和、 <u>觀山</u> 、大里、城山、 <u>清水第一</u> 、 <u>清水第三</u> 、 <u>清水第七</u> 、清水飯田、清水興津、清水小島、由比

※ 市内の市立小学校及び市立中学校を小中一貫グループの区分に分けた上で、3年で全ての小中学校が一巡するサイクルで対象校を選定している。

なお、表中の下線の学校は、現地調査対象校である。

第4 監査の着眼点

- 1 校舎及び校地の目的外使用許可等が適正に行われているか。
- 2 郵券等金券類の管理が適正に行われているか。
- 3 備品の管理は適正に行われているか。
- 4 薬品類の管理は適正に行われているか。
- 5 校内及び校外における児童・生徒に対する安全管理は適正に行われているか。
- 6 災害発生時における児童・生徒に対する安全確保対策が適正に定められているか。
- 7 個人情報の管理は適正に行われているか。
- 8 学校施設、器具等の管理は適正に行われているか。
- 9 学校内における危機管理体制（学校内における事件・事故、いじめ、体罰）について、教育委員会事務局等に連絡し、報告する体制はとられているか。また、未然防止及び再発防止に向けた取組は行われているか。
- 10 学校預かり金の管理は適正に行われているか。

第5 監査の主な実施内容

1 本監査

監査委員による説明聴取及び質疑並びに施設等の調査を実施した。

2 予備監査

監査委員事務局職員による帳票簿冊等関係書類の監査及び説明聴取並びに現地調査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
本監査	竜南小学校、東中学校	令和7年10月24日
予備監査	現地調査対象校、監査委員事務局執務室など	令和7年9月9日から 令和8年1月8日まで

第7 監査の結果等

1 監査の結果（地方自治法第199条第9項）

（1）監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

第1から第6までのとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

（2）監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

監査した結果、4件の指摘事項があった。

（3）4件の意見があった。

2 その他必要と認める事項（監査基準第19条第1項第8号）

5件の指導事項があった。

監査の結果等の詳細は、後述のとおりである。

用語説明

1 指摘事項

合規性、正確性、経済性、効率性又は有効性の観点から是正又は改善が必要である事項として監査委員が指摘するもので、地方自治法及び監査基準の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「3 E」と総称する。

- ・経済性 (Economy) ……より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性 (Efficiency) ……同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性 (Effectiveness) ……目的を達成し、効果を上げているか。

2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

3 意見

監査の結果に必然的に伴う、監査委員の意見である。

【参考】

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

3 略

4 監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。

第5項から第8項まで 略

9 監査委員は、第98条第2項の請求若しくは第6項の要求に係る事項についての監査又は第1項、第2項若しくは第7項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに關係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第10項以降 略

静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）（抄）

（監査報告等の内容）

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第1号から第6号まで 略

（7）監査等の結果

（8）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

（1）財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

（2）行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第3号から第8号まで 略

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

注) 本文中で引用している法令、例規等の名称や条文は、改正の時期によって、その改正内容が反映されていない場合があります。

学校監査

監査の結果等

1 指摘事項・指導事項

(1) 校舎及び校地の目的外使用許可等の状況

校舎及び校地の目的外使用許可及び一時的使用承認の事務処理について監査した結果、指摘事項はなかった。

なお、校舎及び校地の一時的使用承認に関して1件の指導事項があった。

(2) 郵券等金券類の管理状況

郵券等金券類の管理状況について監査した結果、指摘事項等はなかった。

(3) 備品の管理状況

今年度及び過年度に購入等した備品の管理状況について監査した結果、指摘事項等はなかった。

(4) 薬品類の管理状況

理科準備室及び保健室における薬品並びに農薬の管理状況について監査した結果、4件の指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 理科準備室の薬品の管理について（3件）

＜東中学校＞

（ア）教育委員会の通知によれば、毒物及び劇物取締法第12条第1項の規定に基づき劇物の保管容器には、白地に赤色をもって「医薬用外劇物」の文字を表示すべきところ、劇物である硫酸の容器には、透明容器に直接、赤色の文字で「医薬用外劇物」と記載されており、白地に赤色をもって文字が表示されていないものがあった。

＜清水第三中学校＞

（イ）教育委員会の通知によれば、毒物及び劇物取締法第12条第1項の規定に基づき劇物の保管容器には、「医薬用外劇物」の文字を表示すべきところ、劇物である水酸化ナトリウムの容器にその表示がされていなかった。

（ウ）同一薬品を小分けした容器（以下「小瓶」という。）の薬品名の表示について教育委員会に確認したところ、小瓶に薬品名の記載は義務付けていないものの、薬品庫で管理する際に、薬品名の書かれたケースに入れてまとめて保管する方法等により、薬品名が不明となることはないとのことであった。

しかし、BTB溶液、ベネジクト溶液、フェノールフタレイン及びヨウ素液の小瓶は、薬品名が書かれたケースに保管されておらず、小瓶に薬品名の記載がなく、管理簿の容器ナンバーも記載されていなかったため、薬品名が不明な状態となっていた。

イ 農薬の管理について（1件）

<東中学校>

教育委員会事務局が定める事務処理の手引きによれば、農薬については農薬使用管理簿を用いて記録し、残量と照合するなどして点検することとされているが、一部の農薬(除草剤)について、残量が正しく記載されていなかった(残量約0.563リットル、管理簿0.5リットル)。

(5) 校内及び校外における安全管理の状況

学校活動における防犯対策及び通学路等における交通安全対策について監査した結果、指摘事項等はなかった。

(6) 災害対策に係る状況

災害発生時における児童生徒に対する安全確保対策について監査した結果、指摘事項等はなかった。

(7) 個人情報の管理状況

学校における児童生徒などの個人情報保護及び情報セキュリティの状況について監査した結果、指摘事項はなかった。

なお、学習者用端末等使用管理簿の点検等に関して3件の指導事項があった。

(8) 学校施設、器具等の管理状況

校舎、プール等の施設及びサッカーゴール等の器具などの管理状況について監査した結果、指摘事項はなかった。

なお、校舎外の器具に関して1件の指導事項があった。

(9) 学校内における危機管理体制

学校内における事件・事故、いじめ及び体罰に関して、教育委員会へ連絡・報告を行う体制及び未然防止、再発防止等に係る取組の状況について監査した結果、指摘事項等はなかった。

(10) 学校預かり金の管理状況

学年費などの学校預かり金の管理状況について監査した結果、指摘事項等はなかった。

2 意見

(1) 児童生徒の悩み事や不登校への対応について

東中学校と竜南小学校に児童生徒の悩み事や不登校である児童生徒への対応を確認したところ、児童生徒及び保護者の思いを大切にしながら、担任による面談だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの面談を行い、児童生徒及び保護者の意向によりオンライン授業、民間のフリースクールでの対応も行いながら、児童生徒が安心して登校できるような居場所づくりにも取り組んでいた。

学校には悩みを抱えながら学校生活を送る児童生徒や不登校の児童生徒が常に一定数在籍している。そして、教職員はそれぞれの児童生徒及び保護者の実情に応じて寄り添いながら、保護者や関係機関等と連携の上、最も適する方法を模索して提案し、サポートすることで解決に導くための努力を日々続けている中、学校現場では、このような児童生徒に対する必要な対応を十分に行うための人員やスペースの確保を課題としていた。

児童生徒が自分の悩みや思いを相談できる体制や環境がより充実することで、学校現場の教職員の負担を軽減しながら、児童生徒が自らの居場所があることで安心して登校し、継続的な支援が受けられることを期待する。

(2) いじめ防止に係る取組について

東中学校と竜南小学校にいじめに係る取組について確認したところ、いじめを覚知した場合には、教育委員会の指導の下、組織的に対応しており、被害児童生徒の気持ちに寄り添いながら、加害児童生徒に対しても必要なケアを行うなど丁寧な対応をしているとのことであった。また、人との関わりを学ぶ場が大切であるとの考え方の下、アサーショントレーニング※であったり、ソーシャルスキルトレーニングに取り組んでいるとのことであった。

いじめに関する対応は、早期の覚知と迅速・丁寧な対応が重要である。いじめの事案に気付かず、児童生徒が深く苦しみ、重大な事態に陥ることがないよう、引き続き、日常の教育現場で児童生徒からのSOSのサインに早期に気付き、組織的かつ適切に対応されることに加え、人との関わりを学ぶ場を通じて、自分の気持ちを適切に表現することが難しい児童生徒や、他者の気持ちを理解することに課題を抱える児童生徒の支援についても継続して取り組まれることを期待する。そしてその一方で、いじめについては、SNSを背景としたものなど、これまで以上に対応が複雑で難しくなっていると考えられることから、教職員の負担が軽減されるような支援体制の充実や教職員が相談できる環境が整備されていくことを望むものである。

(3) 「(仮称) しづおか地域クラブ活動」への移行準備について

2025年1月、現行の部活動について、2027年9月から「(仮称) しづおか地域クラブ活動」に転換する旨の発表があり、生徒や保護者等への大きな影響が予想されることから、東中学校におけるこれまでの準備の状況等について確認したところ、入学予定者を含め、生徒・保護者、職員に最新の情報を提供することを第一に対応してきたとのことで、円滑な移行に向けて関係者の理解を促していることがうかがえた。

また、学校教育の一環として行われてきた部活動が地域クラブ活動に移行する一方で、学校教育の中でも、運動会や合唱発表会などを充実させることにより、これまで部活動を通じて培ってきた、目標に向かって仲間と協力することの大切さ、努力を重ねてやり遂げた喜びや感動を味わい、生徒たちを育てていく活動を充実させていきた

*アサーショントレーニング…自分も相手も大切にした自己表現をするにはどうしたらよいか考え、身につけていくトレーニング（日本アサーション協会ホームページから引用）

いとのことであった。

「(仮称) しづおか地域クラブ活動」への移行に向けては、引き続き生徒及び保護者に対し、丁寧に説明をしていくことに併せ、学校教育において、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会、多様な生徒が活躍できる場、豊かな学校生活を実現するといった取組が充実していくことを望むものである。

(4) 静岡型小中一貫教育について

2022年度から開始した静岡型小中一貫教育に関し、東中学校グループでは、横内小学校及び千代田小学校がグループ校であることに加え、竜南小学校及び千代田東小学校が連携校として位置付けられている。一方、竜南小学校は、安東中学校のグループ校であり、また、前述のとおり東中学校グループの連携校であることに加え、観山中学校グループの連携校としても位置付けられている。

小中一貫教育に係る取組について東中学校に確認したところ、教育ビジョンに掲げる「よこのつながり」の確保に関しては、学校運営協議会を立ち上げ、コミュニティスクールとして活動しており、地域学校協働活動推進員のコーディネートの下に図書館の掲示物や読み聞かせ、家庭科の裁縫実習支援など、地域の方の関わりにより学校運営が支えられているとのことであった。また、軸となる取組を「活気あるあいさつ」として、中学校の生徒会と小学校の児童会と一緒に挨拶活動を行っており、このような活動を連携校である竜南小学校に紹介したりしながら、竜南小学校に必要なこと、できることを一緒にやっていくという形で進めることで持続可能なものとなるよう取り組んでいるとのことであった。そして、竜南小学校に対し、教育目標を始め教育構想や教育ビジョンが異なる複数の中学校に進学する小学校として、これまで取り組んできたことについて確認したところ、それぞれのグループの「いいとこ取り」ができるなどをメリットと捉え、管理職が分担してそれぞれのグループにおける会合に出席し、情報交換することで連携を図っていることから、小学校と中学校との教員間での垣根が明らかに低くなっているとのことであった。また、複数の中学校区にまたがる学区の複雑性からコミュニティスクールについては竜南小学校単独のものとして導入しているとのことであった。

静岡型小中一貫教育は、学校間や地域との協働・交流を強化する中で、シチズンシップやコミュニケーション能力といった人や社会と相互に作用するために必要な資質や能力である「つながる力」(社会的な絆) の育成を目指している。そして、グループ校が学校間や地域とのつながりを手段として9年間を見通した教育活動の実践を重視している。

東中学校や竜南小学校では中学校グループを超えた連携や交流を行うことで学校間がつながる取組が行われ、また、両校ともにコミュニティスクールの活動を通じて、地域とつながり、地域と連携した教育に取り組んでいることがうかがえた。今後、より一層、中学校グループを超えた児童生徒、教職員の交流が活発になされることで児童生徒が進学前後の学校とのつながりを感じられるような取組が推進されることに加え、学校と地域が共に児童生徒を見守り、育っていくという共通の認識の下、地域の実情に応じたつながりにより、地域性を活かした地域ならではの特色ある取組が推進

され、グループ校や連携校が学校間や地域とのつながりを手段とし、9年間を見通した教育活動が実践されることを望む。